

◎ 色彩基準等について ※金沢市景観計画第2章 2-9より抜粋

(1) 禁止色(基準)

「建築物の屋根・外壁や工作物の基調色」として禁止する色は、次に示す通りです。

<別表> 【禁止色】※マンセル値(JISZ8721による)

① R(赤)、YR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの。
② Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの。
③ ①・②以外の色相で、彩度が2を超えるもの。
④ 蛍光色
(補足説明)
・伝統素材や自然素材で着色していないもの(経年変化による色彩の変化が生じるもの等)は除く。
・上記以外の色彩については、すべて認められる色彩というものではなく、素材や表面の質感、光沢の有無、使用する部位・面積等によって総合的に判断される。
・アクセント色の使用にあたっては、当該部位、面積や行為予定の当該地における区域において、景観上支障がないと判断される場合(遠景からの景観配慮も含む)、各1方向の見付け面積の2割までの範囲を上限とする。

(2) 斜面緑地保全区域と重なる区域における色彩(基準)

景観形成区域において、斜面緑地保全区域と重なる区域では、前述した景観形成基準の中で示したように、次に示す【色彩誘導表】に基づくものとします。

【色彩誘導表】※マンセル値(JISZ8721による)

	屋根	外壁	
明度	3以下	3以上6以下	
彩度	2以下	R(赤)系 YR(黄赤)系 Y(黄色)系	4以下
		その他	2以下

(3) 推奨色

金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩は、木色（もくじき）です。
木色をベースとする望ましい色彩の範囲（推奨色）は、次に示す通りです。

推奨色は、基準ではありませんが、「外壁の基調色」としての採用が望まれます。

※マンセル値（JISZ8721による）

色相	5 Y R	7.5 Y R	10 Y R	2.5 Y
明度	4 以上 ～ 6 以下		4 以上 ～ 7 以下	
彩度	2 以上 ～ 4 以下			
(補足説明)				
・中高層建築物に推奨色を採用する場合、中高層部の色彩は、推奨色の中でも中高明度、低彩度を基調とし、遠景からの景観に配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えない色彩とする。				

推奨色を適用する区域 … 景観形成区域

※伝統環境保存区域の「E 遠望風致区域（7地区すべて）」、近代的都市景観創出区域の「A 金沢駅周辺区域（駅西地区、広岡3丁目地区）」、「B 都心軸区域（北陸自動車道～金沢港地区、金沢駅～北陸自動車道地区）」を除きます。

※また、斜面緑地保全区域と重なる区域は、(2)で示す別表「色彩誘導表」に基づくものとします。